

京都市訓令甲第11号

区役所

京都市区長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

京都市長 門川大作

第1条及び第2条第2項中「税務長」を削る。

別表区長の項第5号中「室長及び税務長」を「及び室長」に改め、同項中第29号を削り、第30号を第29号とし、第31号から第33号までを1号ずつ繰り上げる。

別表担当区長の項第5号中「室長及び税務長」を「及び室長」に改め、同項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第17号までを1号ずつ繰り上げ、第18号及び第19号を削り、第20号を第17号とし、第21号から第33号までを3号ずつ繰り上げ、第34号を削り、第35号を第31号とし、第36号から第38号までを4号ずつ繰り上げる。

別表部長、室長及び京北出張所長の項第1号中「(税務長を除く。次号及び第4号において同じ。)」を削り、同項第3号中「(税務長を除く。)」を削る。

別表福祉部長の項に次の1号を加える。

(12) 子ども・子育て支援法及び京都市保育所条例による保育費用の徴収に関すること。

別表税務長の項及び固定資産税課長及び課税課長の項を削る。

別表支援課長及び支援保護課長の項第6号中「児童扶養手当」の右に「及び特別児童扶養手当」を加え、同項第7号中「児童扶養手当証書」の右に「及び特別児童扶養手当に関する証書」を、「訂正()」の右に「児童扶養手当証書にあっては、」を加え、同項第8号中「児童扶養手当」の右に「及び特別児童扶養手当」を加え、同項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、第13号を第12号とする。

別表京北出張所次長の項第30号中「児童扶養手当」の右に「及び特別児童扶養手当」を加え、同項第31号中「児童扶養手当証書」の右に「及び特別児童扶養手当に関する証書」を、「訂正()」の右に「児童扶養手当証書にあっては、」を加え、同項第32号中「児童扶養手当」の右に「及び特別児童扶養手当」を加え、同項中第34号を削り、第35号を第34号とし、第36号から第40号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)